

DB/SA, バックフィット案件の 資料提出及び説明に係るスケジュールを取りまとめる考え方について

DB/SA, バックフィット案件の審査資料提出時期、説明開始可能時期、説明終了目標時期を取りまとめるために考慮した事項を、下記に記載する。

【資料提出時期】

- 審査会合で説明が必要な項目は、個別に設定した。
- 審査会合案件にならないと考える条文・審査項目は、以下の4つに分けて設定した。
 - ✓ グループ1（早期に資料提出が可能なもの）：2022年8月B
 - ✓ グループ2（最新プラントの状況確認に時間を要するもの）：2022年8月E
 - ✓ グループ3（グループ2の反映を要するもの等）：2022年9月E
 - ✓ グループ4（PRAの説明計画に合わせたもの）：2022年11月E
- なお、各グループの時期については、現実的なものになるように、集約したそれぞれの条文・審査項目の時期の中で一番後ろの時期を選定した。

【説明終了目標時期の考え方】

以下の設定を基本とした。

- 説明と指摘事項回答を行うセットとして審査会合2回を想定
- 初回ヒアリング～2回目の審査会合までの期間を約4か月と設定。
- 先行審査実績に鑑みて、必要な場合は4ヵ月以上の説明期間を確保する。

【説明工程の組立について】

- 8月Eから資料を提出し、2023年9月までの1年程度で説明を終え、クリティカルにならないようにする。
- 審査会合で説明が必要な項目は、条文・審査項目毎でのPWRやBWRの審査実績と泊3号炉のまとめ資料の比較や、規制基準等の改正に伴う基準適合方針の変更の要否検討などにより抽出した詳細に説明するポイントの中から選定した。
- 審査会合案件にならないと考える条文・審査項目は、クリティカルである耐津波設計方針工程に収まるように、説明可能開始時期、説明終了目標時期を別途提示する。
 - ✓ 提示に際しては、個別事案をいきなり説明するのではなく、当該事案に係る条文・審査項目の基準適合方針を説明することで全体像を示すなどの、審査の流れに留意する。
 - （例）8条（内部火災）にて火災防護の方針を説明した後に、バックフィット案件「火災感知器の設置要件の明確化」の説明に入る。
- 規則解釈で必ず想定することが規定されている事故シーケンスグループに係る有効性評価の資料提出は2022年8月Eとし、地震・津波PRAの結果、新たな事故シーケンスグループが抽出された場合は、当該事故シーケンスグループに係る有効性評価の資料を追加提出する。

以上